

措置状況総括表

令和3年5月28日公表分

平成29年度監査テーマ: 随意契約及び当該随意契約を含む事業について

指摘・意見の数 指摘17(うち措置済み17, 措置中0, 措置予定0, 検討中0, 不措置0) 意見111(うち措置済み111, 措置中0, 措置予定0, 検討中0, 不措置0) 提言1(うち措置済み1, 措置中0, 措置予定0, 検討中0, 不措置0)

担当課別の措置状況 (※1つの指摘・意見が複数の課等にまたがる場合があるため, 上記「指摘・意見の数」とは一致しない。)

担当課等	措置状況	指 摘					意 見					提 言				
		措置済み	措置中	措置予定	検討中	不措置	措置済み	措置中	措置予定	検討中	未措置	措置済み	措置中	措置予定	検討中	未措置
危機管理政策課	1	1					2	2								
消防保安課							3	3								
市町村課	2	2					5	5								
管財課	1	1					8	8				1	1			
スポーツ振興課							3	3								
国保・自立支援課							4	4								
長寿いきがい課	1	1					17	17								
新未来産業課	1	1					5	5								
労働雇用戦略課							3	3								
観光政策課							35	35								
にぎわいづくり課	7	7					7	7								
もうかるブランド推進課	2	2					7	7								
水産振興課							5	5								
住宅課							2	2								
東部県土整備局<徳島>	2	2					7	7								
合計(※)	17	17					113	113				1	1			
構成比	100%	100.0%					100%	100.0%				100%	100.0%			

(参考)

令和2年5月29日公表分

指摘・意見の数 指摘17(うち措置済み17, 措置中0, 措置予定0, 検討中0, 不措置0) 意見111(うち措置済み107, 措置中4, 措置予定0, 検討中0, 不措置0) 提言1(うち措置済み0, 措置中1, 措置予定0, 検討中0, 不措置0)

令和元年5月31日公表分

指摘・意見の数 指摘17(うち措置済み17, 検討中0, 未措置0) 意見111(うち措置済み106, 検討中5, 未措置0)

平成30年9月28日公表分

指摘・意見の数 指摘17(うち措置済み17, 検討中0, 未措置0) 意見111(うち措置済み97, 検討中14, 未措置0)

措置状況一覧表

平成29年度監査テーマ：随意契約及び当該随意契約を含む事業について

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
82-87	1 3 医療観光通訳育成・スキルアップ等事業	再委託について、承諾なく可能なもの、書面による承諾があれば可能なもの、承諾できず不可能なもの、を区別する基準について、明確にすべきである。(意見-42)	委託契約における再委託の取扱いについては、再委託できないもの、書面による承諾により再委託が可能なもの、書面による承諾なく再委託が可能なもの等について新たに基準を作成し、令和3年3月30日付けで各所属長に対し通知文書により周知を行った。 (管財課)	措置済み
			<参考：令和2年5月29日公表分> 業務委託において再委託が許される範囲の基準については、作成に着手しており、庁内各課と連携して明確化し、令和2年度中に再委託の基準を示す予定である。 (管財課)	措置中
			<参考：平成30年9月28日公表分> 再委託の基準の作成に向け検討中である。 (管財課)	検討中
88-93	1 4 プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業	再委託について、承諾なく可能なもの、書面による承諾があれば可能なもの、承諾できず不可能なもの、を区別する基準について、明確に定めるべきである。(意見-48)	委託契約における再委託の取扱いについては、再委託できないもの、書面による承諾により再委託が可能なもの、書面による承諾なく再委託が可能なもの等について新たに基準を作成し、令和3年3月30日付けで各所属長に対し通知文書により周知を行った。 (管財課)	措置済み
			<参考：令和2年5月29日公表分> 業務委託において再委託が許される範囲の基準については、作成に着手しており、庁内各課と連携して明確化し、令和2年度中に再委託の基準を示す予定である。 (管財課)	措置中

報告書 ページ	項目	提言	講じた措置等	措置状況
191	まとめ プロポーザルの方法	<p>プロポーザルによる選定過程における参加の機会が実質的には十分に設けられていると言えるか疑問の持たれるものがあった。</p> <p>プロポーザルの方法をとるのであれば、参加を希望する者に参加するかどうかを検討する機会が実質的にあったと言えることが必要であるが、そのためには、プロポーザルの方法をとる場合の公正な基準を事前に設けておくことよい。</p> <p>また、基準を設定する際には、事後的に審査委員会のメンバーの公表をすることを検討すべきである。メンバーを公表することになると審査員のなり手を見つけにくくなるかもしれないが、審査員が誰であるかは、結果に直結すると誰しも思うことであり、それが事後的にであれ公表されることは、結果の公正さを担保することにつながる。事後に公表されることが分かれば、審査員もより真摯に職責を果たそうとすることも期待できる。</p>	<p>公募型プロポーザル方式による随意契約の取扱いについては、契約締結までの標準的な流れ及び留意すべき事項を新たに作成し、令和3年3月30日付けで各所属長に対し通知文書により周知を行った。</p> <p>また、選定結果の公表については、予め選定委員会委員に承諾を得た上で、公表について支障がない場合は氏名等を公表することとした。</p> <p style="text-align: right;">(管財課)</p> <hr/> <p><参考：令和2年5月29日公表分> プロポーザルの方法をとる場合の基準については、作成に着手しており、庁内各課と連携して明確化し、令和2年度中に示す予定である。</p> <p style="text-align: right;">(管財課)</p> <hr/> <p><参考：平成30年9月28日公表分> プロポーザルの方法をとる場合の基準の作成に向け検討中である。</p> <p style="text-align: right;">(管財課)</p>	<p>措置済み</p> <hr/> <p>措置中</p> <hr/> <p>検討中</p>